東川町幼児センター保育料

①３歳児から５歳児は無料

②３号認定保育料（長時間型　０歳児～２歳児）

各月初日の世帯の階層区分				保育料（月額）	
				保育標準時間	保育短時間
第１階層		生活保護世帯等		0円	0円
第２階層		第１階層を除き、市町村民税の所得割額が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第３階層	1		所得割非課税世帯	6,000円	5,800円
	2		5,000円未満の世帯	11,000円	10,800円
	3		5,000円以上48,600円未満	14,000円	13,700円
第４階層	1		48,600円以上69,400円未満	16,400円	16,100円
	2		69,400円以上97,000円未満	19,000円	18,600円
第５階層	1		97,000円以上125,000円未満	23,100円	22,700円
	2		125,000円以上147,000円未満	28,500円	28,000円
	3		147,000円以上169,000円未満	33,100円	32,500円
第６階層	1		169,000円以上217,000円未満	37,800円	37,100円
	2		217,000円以上238,000円未満	45,300円	44,500円
	3		238,000円以上259,000円未満	48,400円	47,500円
	4		259,000円以上280,000円未満	51,600円	50,700円
	5		280,000円以上301,000円未満	54,700円	53,700円
第７階層	1		301,000円以上332,000円未満	57,900円	56,900円
	2		332,000円以上397,000円未満	63,400円	62,300円
第８階層			397,000円以上	72,000円	70,700円

《備考》

（１）保育料は、保護者の市町村民税所得割額の合算額で決定します。
令和５年４月から８月までの保育料は令和４年度市町村民税所得割額、令和５年９月から令和６年３月までの保育料は令和５年度市町村民税所得割額で算定します。

（２）調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）によって減税されている方の所得割額は、これらの金額を足し戻した額で計算を行います。

（３）多子軽減について

・第３階層から第５階層までの場合
最年長の子どもから順に第２子目以降の保育料は０円となります（第１子の年齢は問いません）

・第６階層から第８階層までの場合
幼児センター等を利用する最年長の子どもから順に２人目の保育料は前表の半額、３人目以降の保育料は円となります。小学生以上の子どもがいる場合は、幼児センター等を利用する１人目・２人目の保育料は前表の半額、３人目以降の保育料は０円となります。